

◎地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	栗島公園外公園維持 管理業務委託	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	五泉市太田 1092 番地 1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター	令和 8 年 4 月 1 日	10,688,480 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。
2	河川公園等管理業務 委託	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	五泉市太田 1092 番地 1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター	令和 8 年 4 月 1 日	3,108,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。
3	地下道維持管理委託	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	五泉市旭町 7 番 44 号 社会福祉法人中東福社会 虹工房	令和 8 年 4 月 1 日	111,333 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。
4	中央連絡橋清掃業務 委託	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	五泉市旭町 7 番 44 号 社会福祉法人中東福社会 虹工房	令和 8 年 4 月 1 日	427,134 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内であったた め。
5	以下余白					
6						
7						